

(様式 5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	3	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第 42 条第 1 項	許認可等の内容	緊急時の特例による療養費の公費負担の決定
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)</p> <p>第 42 条第 1 項 都道府県は、第十九条若しくは第二十条 (これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。) 又は第四十六条の規定により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者 (新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。) が、当該病院又は診療所から第三十七条第一項各号に掲げる医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、同項の規定によって負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。これらの者が感染症指定医療機関から同項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。</p>					